

子ども読書活動推進地区設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭・地域・学校等が連携協力し、子どもの読書活動を推進するための環境づくりの一環として、市内の各地区においての子どもの読書活動推進地区（以下「推進地区」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推進地区の設置)

第2条 推進地区の設置は、子ども読書活動の実情に応じておおむね中学校区を範囲とし定めるものとする。

(推進協議会の設置)

第3条 子どもの読書活動を有機的・総合的に推進するため、実施主体として地区に関係機関・団体等からなる「子ども読書活動推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置し、事業の効果的な推進を図る。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 読書に関わるボランティアやサークル等の代表者
- (2) 学校関係者
- (3) 自治会などの関係団体の代表者
- (4) その他会長が必要と認める者

3 会長は、委員の互選によって選出する。

(推進協議会の所掌事項)

第4条 推進協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの読書活動を推進するための協議、連絡調整及び調査研究などに関すること。
- (2) 地区の実情に合わせた多様な子どもの読書活動の推進に関すること。

(実施細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、子ども読書活動推進事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。